



1.『家族信託（3）』－信託のしくみ

公認会計士 長谷川佐喜男

信託を進めるにあたり、課税上はどのような取り扱いがされているのかを今回は説明したいと思います。

1.信託と税金

信託は、委託者と受託者が信託行為をした時から、財産の所有権は委託者から受託者に移ります。

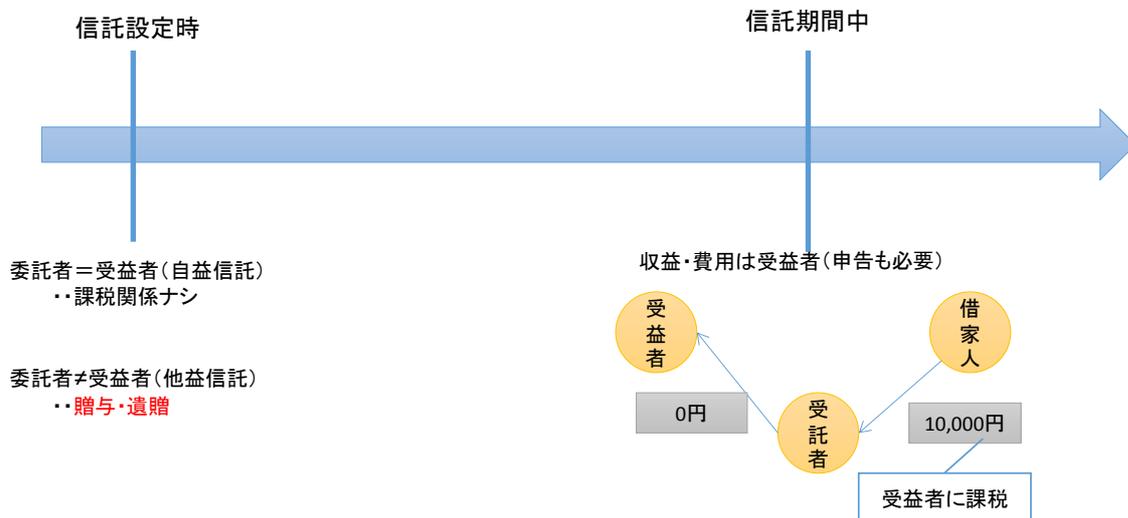
しかし、課税上は、信託の実質的な利益は受益者が受けることから、形式的な所有者である受託者に課税するのではなく、受益者が実質的な信託財産の所有者であるとみなして課税されます。（一部例外として受託者が課税される信託もあります。）これは、収益、費用、資産及び債務は受益者に帰属するものという考え方からきています。

① 信託開始時の税金

信託の開始で気を付けなければいけないことは、委託者と受益者の関係です。委託者と受益者が同じ人（自益信託）であれば問題ありませんが、委託者と受益者が別人（他益信託）であれば、信託設定時に委託者から受益者に信託財産の贈与がされたものとして、贈与税が課税されます。不動産等を信託財産とするときには高額になることから特に注意が必要です。

② 信託期間中の税金

信託財産から生じた収益については、受益者に所得税等が課税されます。申告義務も受益者となります。したがって、たとえば、マンションを信託した場合で、受託者が仮に受益者に収益（家賃など）の分配を行わず、受益者に実際の収入がなかったとしても受益者に所得税等が課税されるため注意が必要です。



2.信託と相続税

信託期間中に受益者に相続が発生した場合はどうなるのでしょうか？信託財産の所有者は受託者なので、相続財産にならない？そんなことはありません。受益者は信託財産から生じる収益を受ける権利（受益権）をもっており、これに相続税が課税されます。受益権の評価額は信託財産の評価額となっています。1 ①の信託開始時の税金でも述べましたが、信託財産が不動産のような高額な資産の場合は相続税・贈与税ともに高額になります。

このように、信託を利用して課税を回避しようとするのがないよう、節税手法は封じられています。信託は節税のために利用するのではなく、委託者の思いを伝えるために活用すべきものなのです。